

平成 26年度 総合政策学科学部長裁量経費報告書

平成 27年 5月 25日

総合政策系担当学部長 殿

研究代表者名 鈴木 静

平成26年度学部長裁量経費を利用しプロジェクトを実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

プロジェクトの名称	研究プロジェクト：住み続ける権利と高齢者の人権保障
実施したプロジェクトの目的	研究の目的は、高齢者の人権保障の観点から、地域包括ケアシステムの具体的検討を行い、現代的市民参加モデルと行政および専門家による連携のあり方を新たに提起するものである。主たる調査地を岡山県備前市としつつ、複数国の法政策比較と運用実態の比較検討を行う。本研究は社会福祉学を基盤にし、社会保障法、社会政策学との共同研究体制で行う。
プロジェクトの実施状況	平成26年度科研申請を行えなかった。理由は、すでに取得している科研Bにつき、重複し申請が行えなかったためである。分担研究者予定の久保美由紀（会津短大准教授）が同内容で申請し、私は分担研究者になり共同で申請手続きを行った。なお、平成27年度には、私が研究代表者となり、同内容で科研申請する予定である。
プロジェクトの成果（論文・発表資料・レポートなど）	<ul style="list-style-type: none">・日本社会福祉学会報告（2014年11月29日）・岡山県備前市片上地区地域支え合い実行委員会主催「ささえあいフォーラム」基調講演（2015年2月22日）・国連本部（ニューヨーク）へ高齢者の現状報告（ローズマリー上級担当官、2015年4月27日）

以上

平成 26 年度 総合政策学科学部長裁量経費報告書

平成 27 年 5 月 14 日

総合政策学部担当学部長 殿

名 前 米田 誠司

平成 26 年度学部長裁量経費を利用し研究プロジェクトを実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

研究プロジェクトの名称	滞在型観光と移住政策の接合による地域経営の可能性に関する研究
実施したプロジェクトの目的	本研究は、滞在型観光と移住政策の接合から地域経営の可能性を見ていこうとするものである。滞在者や移住者が地域との関係性をどのように作り、やがては地域経営の担い手になりうるのかということについて、さまざまな地域政策との関連を明らかにしていく。
プロジェクトの実施状況	国内外の文献を収集して分析を行い、また国内の 3 地域に出向き、ヒアリング調査及び現地調査を実施した。その結果、当初想定した以上に滞在型観光や移住の実践例は地域で増加しており、移住政策やコミュニティビジネスなども組み入れた地域経営手法の確立と、外に開かれた地域経営の必要性が明らかとなった。
研究成果（報告書・論文・発表資料・レポートなど）	平成 27 年度科研費基盤研究 B に「滞在型観光と移住政策の接合による地域経営」として応募し、採択された。 また『舞たうん』第 122 号、『月刊愛媛ジャーナル』第 28 巻 3 号、『住民と自治』615 号などで論文を発表した。

以 上

平成 26 年度 総合政策学科学部長裁量経費報告書

平成 27 年 5 月 15 日

総合政策系担当学部長 殿

研究代表者名 松井隆幸

平成26年度学部長裁量経費を利用しプロジェクトを実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

プロジェクトの名称	持続可能な世紀のためのクリーン・エネルギーと消費経済に関する日欧史的対比研究 (研究部門)
実施したプロジェクトの目的	本研究計画「持続可能な世紀のためのクリーン・エネルギーと消費経済に関する日欧史的対比研究」は、日欧各国地域において市場経済形成期に顕在化する家族・世帯からなる社会基層部分を対象に、とくにクリーン・エネルギー新技術の持続的有効活用のための消費経済の解明を目的とする。近代的市場経済社会出現の対比研究を現代へ転用する試みを通じて、1) 経済史他複数分野でも具体レベルでは依然未開拓である消費経済文化を、東日本大震災以来昨今の重要課題であるエネルギーの有効活用に焦点を絞って整理し、2) 市場経済形成期の日・欧各地域家族・世帯という基層部分からのボトムアップとしてエネルギー消費を抽出し直し、3) 事例研究として、クリーン・エネルギー循環型社会の祖型という観点から農村社会の市場経済化を再構成する。
プロジェクトの実施状況	本研究プロジェクトは、同名の本学研究活性化事業・重点研究として、既に開始されている(2013年3月時点で終了)。その成果を効果的に活用して更に発展させる過程を通じて、本科研費プレ・ブラッシュアップの一環とした。本プロジェクトの研究分担者高橋基泰教授が研究活性化事業プロジェクトの研究代表者であったため、高橋教授に挑戦的萌芽研究「持続可能な世紀のためのクリーン・エネルギーと消費経済に関する日欧史的対比研究」を申請していただいた。そして、本申請者は、新たな展開として結実した内容をもとに、挑戦的萌芽研究「伊予国・愛媛サンダーバード支部クリーン・エネルギー基地設立に向けての事前調査研究」申請を果たした。高橋教授には、こちらの研究分担者として、イタリア北部、ヴェネツィア市を拠点に近隣のパドヴァ大学・ブレッシア大学でセミナーの場において専門家からのレビューを受け、最新の欧州環境・消費経済史研究動向調査をおこなってもらった。
プロジェクトの成果(論文・発表資料・レポートなど)	残念ながら不採択となったが、研究成果としては単著『日英村落共同墓地史的対比研究』(愛媛大学経済学研究叢書20、1-164頁(2015年3月刊行) 公刊した。『国際比較研究』誌第11号(2015年3月刊行)において、本研究プロジェクトの成果公表の一部を公表した。

以上

平成 26 年度 総合政策学科学部長裁量経費報告書

平成 27 年 5 月 15

日

総合政策系担当学部長 殿

研究代表者名 高橋基泰

平成26年度学部長裁量経費を利用しプロジェクトを実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

プロジェクトの名称	広域労働力市場形成史の日英対比研究-出稼ぎと奉公人に着目して- (研究部門)
実施したプロジェクトの目的	本研究「広域労働力市場形成史の日英対比研究-出稼ぎと奉公人に着目して-」は、基盤研究「市場経済形成期における奉公人の系譜」を継承発展させるものであり、市場経済形成期における広域労働力市場の実態解明を目指す。本研究は、一方において近世日本の出稼ぎ奉公や他所稼ぎと呼ばれてきた広域労働力移動の事実に着目する。従来からの宗門改帳を用いた人口史分析に加え、近年利用されはじめた出稼ぎ労働関連文書等に依拠した新たな労働力市場分析を行う。他方、英国については、近世史研究でのライフ・サイクル・サーヴァント論見直し(米山)を踏まえ、ネットワーク市場分析を軸に、新たな労働力市場形成史の解明を試みる。この対比研究によって、市場経済形成期の労働力市場について新たな事実の発見と新たな研究領域の開拓が可能になると予想している。
プロジェクトの実施状況	本学部長裁量経費を用い、科研費申請調書の内容を質的に向上させるべく、専門家からの情報収集に力を入れた。とくに今回の申請での主要テーマである奉公人や出稼ぎの実際の移動について、比較史的手法を取り入れている。具体的にはイギリスで生じた奉公人の制度は北欧では、約2世紀遅れで生じている。これを踏まえると寄り新しい時代で情報も充実している北欧の状況からイギリスの状況を演繹することが可能になる(過去投影法)。そのため北欧史の専門家(神奈川大学佐藤睦朗准教授)からの情報・コメントをいただいている。提出した申請書では、「近世期地域労働力市場の日英対比研究」として申請を果たした。
プロジェクトの成果(論文・発表資料・レポートなど)	残念ながら不採択となったが、研究成果としては単著『日英村落共同墓地史的対比研究』(愛媛大学経済学研究叢書20、1-164頁(2015年3月刊行)公刊した。

以上

平成26年度 総合政策学科学部部長裁量経費報告書

平成27年5月26日

総合政策系担当学部長 殿

研究代表者名 土屋 由香

平成26年度学部長裁量経費を利用しプロジェクトを実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

プロジェクトの名称	ソフト・パワーとしての原子力冷戦史—グローバル・リージョナル・ローカルの視角
実施したプロジェクトの目的	国内外の研究者と研究チームを編成し、メールや面談によって研究計画を練り、表記のテーマで土屋を代表者として科研（基盤研究B）に申請を行った。また採択された場合に備えて予備的調査を進めるとともに、研究会やワークショップを開催して情報交換を行った。
プロジェクトの実施状況	<p>個人研究としては、別の経費で収集した米国立公文書館やカナダ国立公文書館の資料を整理するとともに、二次文献を収集して科研プロジェクト発足のための予備的調査を行った。また研究成果を日本、韓国、インドで発表し、論文にまとめた。</p> <p>科研申請および採択された場合に備えてグループで行った作業としては、メールや面談によって研究打合せを繰り返し、表記のテーマで科研（基盤研究B）に応募した。さらに科研チームのメンバーや海外研究協力者を愛媛大学に招いて、研究会やワークショップを開催することにより、採択された場合にすぐに共同研究にとりかかれるように情報共有と人的ネットワークの構築に努めた。</p>
プロジェクトの成果（論文・発表資料・レポートなど）	<p><論文></p> <p>1. 土屋由香「研究ノート マグロと水爆—高知県・愛媛県南部における元漁業者への聞き取り調査を通じた“グローバル冷戦史”の試み」『史創』No. 5, 2014, 52-73.</p> <p>2. Yuka Tsuchiya, “The Atoms for Peace USIS Films: Spreading the Gospel of the ‘Blessing’ of Atomic Energy in the Early Cold War Era,” <i>International Journal of Korean History</i> (韓国・高麗大学), vol.19, no.2, 2014, 107-135.</p> <p><研究発表></p> <p>1. 土屋由香「原子力の恵みを世界へ—冷戦初期の原子力平和利用USIS映画について—」New Approaches to History through the Visual Media, 高麗大学(韓国), 2014年7月5日</p> <p>2. Yuka Tsuchiya, “Cold War and the U.S. State-Sponsored Films: A Focus on India and Japan,” India-Japan Round Table, Center for East Asian Studies, School of International Studies, ジャワハルラー・ネルー大学(インド), 2015年1月28日</p> <p>3. 土屋由香「グローバルな冷戦の文脈における原子力平和利用USIS映画」, 冷戦初期米国の東アジア広報文化外交ワークショップ, 愛媛大学, 2015年3月14日</p>

以上

平成26年度 総合政策学科学部長裁量経費報告書

平成27年5月22日

総合政策系担当学部長 殿

名 前 宇都宮千穂

平成26年度学部長裁量経費を利用し研究プロジェクトを実施しましたので、下記のとおり報告します。
記

研究プロジェクトの名称	コミュニティカフェの可能性についての研究
実施したプロジェクトの目的	<p>現代において、私たちの暮らしは、孤立しやすい環境におかれている。したがって、防災や減災の重要性が高まり、非常時における地域のつながりが見直されている今、日常生活で生じている孤立という問題を解決する必要がある。そのためには、地域ごとに異なる暮らしをふまえた、きめ細かな取り組みが必要である。その取り組みの一つとして、全国的に注目され、増加しているのが、「コミュニティカフェ」（以下、「コミカフェ」）あるいは「コミュニティレストラン」である。これらは、現代社会において孤立に陥りやすい人々、すなわち子育て中の家族・高齢者・障害者に地域社会における居場所（＝地域のお茶の間）を提供することで、こうした人々を支え、現代地域社会で求められる新たな人と人のつながりを形成することに力を発揮している。</p> <p>特に、本年度は、コミュニティの新たな構成員として登場する「移住者」がどのように地域に馴染むのかについても研究をすすめた。また、中山間地域での集落活動センターにも着目し、人が集まる場所としてカフェが果たす役割も明らかにした。</p>
プロジェクトの実施状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 コミュニティカフェの一般的特徴を明らかにする 文献による調査研究を中心に、分析を行った。 2 コミュニティカフェにかかわる民間団体や学術団体へのヒアリング調査 <ol style="list-style-type: none"> ①アテラーノ旭(高知市) ②ぽっちり堂(高知県土佐町) ③NPO田舎ぐらしネットワーク(土佐町) ④集落活動センター「石原の里」(土佐町) ⑤廃校活用宿泊施設「みどりの時計台」(大豊町) 3 コミュニティカフェへのヒアリング調査 <ol style="list-style-type: none"> ①アテラーノ旭(高知市) ②大田口カフェ(高知県大豊町)
研究成果（報告書・論文・発表資料・レポートなど）	<ol style="list-style-type: none"> ①以上の調査研究をふまえて、地域におけるコミュニティカフェづくりの実践を行った。「久万高原町環い和いわいプロジェクト」において、コミュニティカフェ・農村レストラン開設プロジェクトに協力した。（現在も継続中） ②調査研究レポート『地域住民とトーン者の関係からみる地域への影響』を作成した。 ③4大学(高知大学 愛媛大学 高知県立大学 下関市立大学)合同研究発表会で発表を行った。 (2014年12月 高知県立大学にて開催)

以上

平成 年度 総合政策学科学部長裁量経費報告書

平成27年 5月28日

総合政策系担当学部長 殿

研究代表者名 秋谷 裕幸

平成26年度学部長裁量経費を利用しプロジェクトを実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

プロジェクトの名称	『比較閩東区方言手冊』の作成と公開 (研究プロジェクト)
実施したプロジェクトの目的	本プロジェクトは科研費採択を目標とするものである。申請した科研費の研究課題名は“『比較閩東区方言手冊』の作成と公開”であり、閩語閩東区方言に属する12方言の音韻、語彙データを集成した『閩東区方言比較音韻手冊』(初稿)を研究期間内に中国語で執筆することを研究目的とするものであった。
プロジェクトの実施状況	科研費基盤研究(B)の採択を目指し、9月6日から9月30日まで中国福建省寿寧県方言の調査を行い、その実績を研究計画調書に書き込むことにより、採択を目指した。
プロジェクトの成果(論文・発表資料・レポートなど)	結果は遺憾ながら不採択であった。しかし、開示された審査結果によると、申請した研究計画調書・基盤研究(B)(海外学術調査)は、人文学Aの領域で上位20パーセントに含まれていた。採択率も20パーセント程度であり、不採択課題の中では最上位に位置していたと判断される。

以上

平成26年度 総合政策学科学部長裁量経費報告書

平成 27年 5月 14日

総合政策系担当学部長 殿

研究代表者名 不破 茂

平成 年度学部長裁量経費を利用しプロジェクトを実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

プロジェクトの名称	独禁法の国際的適用を巡る国家管轄権論と抵触法の交錯と止揚
実施したプロジェクトの目的	本学部において実施されている科研費応募のためのプレ・プレッシュアップ型の裁量経費により、平成27年度科研費応募のための調査・研究を行う。
プロジェクトの実施状況	学会発表及び研究会発表を行った。 平成27年度科研費に応募した。 論文執筆準備を進めている。
プロジェクトの成果（論文・発表資料・レポートなど）	国際法学会報告：「域外適用論と抵触法の相互的影響—合衆国判例とEUの競争制限に関する法選択規則—」（単独） 2014/09 関西国際私法学会報告：「域外適用論と抵触法の相互的影響—合衆国判例とローマII 6条3項」（単独） 2014/07

以上

平成26年度 総合政策学科学部長裁量経費報告書

平成 27年 5月 22日

総合政策系担当学部長 殿

研究代表者名 山口 信夫

平成 年度学部長裁量経費を利用しプロジェクトを実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

プロジェクトの名称	都市縁辺地域の都市化過程における食物供給システムの変容に関する研究
実施したプロジェクトの目的	高度成長期に都市化を遂げた地域（以下、 都市縁辺地域 ）を事例にして、当該地域における 食物供給システム の変容を中長期的タイムスパンの中で確認する。具体的には、 生活様式 が農村的生活様式から都市的生活様式へと移行していく中で、そこでの食物供給のあり方がどのように変化してきたのかを、主として地域住民へのインタビュー調査とアンケート調査を用いて検証していく。こうした検討作業を、 地域商業論的課題の商業・流通論的追究 という問題意識と照らし合わせながら実践していくことが、本研究の特色である。
プロジェクトの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 今治市における商業施設の郊外化傾向を把握するために、東洋経済新報社の『全国大型小売店総覧』における今治市該当箇所（1992年版、1994年版、1996年版、1998年版、2000年版、2002年版、2003年版、2004年版、2005年版、2006年版、2007年版、2008年版、2009年版、2010年版、2011年版、2012年版、2013年版、2014年版）を手許に集めた。 ● 以下の日程で聞き取り調査をおこなうとともに、成果をフィールドノートにまとめた。 <ul style="list-style-type: none"> A氏（@今治市役所：2014年4月21日） B氏（@今治商工会議所：2014年4月30日） C氏（@今治商店街協同組合事務所：2014年5月10日） D氏（@今治シビックプライドセンター：2014年6月24日） E氏（@今治港湾ビル：2015年2月12日） ● 上記の調査結果を基にして学会報告、論文執筆等をおこなった（詳細については下欄を参照のこと）。
プロジェクトの成果（論文・発表資料・レポートなど）	<p>【学会報告】 「日本における商業者と地域コミュニティの関係を捉える視点」（日本商業学会第64会全国大会：@一橋大学）、2014年6月</p> <p>【論文】 山口信夫「日本における商業者と地域コミュニティの関係を捉える視点——愛媛県今治市の中心商店街を事例とした探索的研究」『流通研究』（日本商業学会）第17巻第2号、3-26頁、2014年12月</p>

以上

平成 年度 総合政策学科学部 学部長裁量経費報告書

平成 27年 5月 25日

総合政策系担当学部長 殿

研究代表者名 崔 英靖

平成 年度学部長裁量経費を利用しプロジェクトを実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

プロジェクトの名称	プラットフォーム化の進展がもたらす協働と競争およびリスクについての研究
実施したプロジェクトの目的	<p>本研究「プラットフォーム化の進展がもたらす協働と競争およびリスクについての研究」は、プラットフォーム化（第三者によるビジネスの基盤としての製品やサービスの提供・開放とそれらの利用の増加）という環境変化が情報サービス企業に与える影響を「協働」「競争」「リスク」の三点に注目して考察することを目的とする。特に環境要因の制約が大きい地方の情報サービス企業を主たる研究対象とし、プラットフォーム化がもたらす影響とそれらへの企業の適応行動について検討することによって、より適用範囲の広い示唆や提言を導き出すことを試みる。</p>
プロジェクトの実施状況	<p>学部長裁量経費を用いて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例調査 ・予備調査 ・学会報告 <p>を行った。</p>
プロジェクトの成果（論文・発表資料・レポートなど）	<p>学会発表2件（国際1，国内1）</p> <p>“Correspondence analysis of three major restaurant information services in Japan”，International Federation of Scholarly Association of Management 12th World Congress in Tokyo</p> <p>「プラットフォームを利用した地域情報の流通と課題」日本情報経営学会全国大会</p> <p>2015年度より科研費（若手C）採択（3年間）</p>

以上

平成27年度 総合政策学科学部部長裁量経費報告書

平成27年5月22日

総合政策系担当学部長 殿

研究代表者名 近廣昌志

平成 年度学部長裁量経費を利用しプロジェクトを実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

プロジェクトの名称	預貸率低下の要因分析—日本とスカンジナビア諸国との比較—
実施したプロジェクトの目的	日本は2000年以降趨勢的かつ著しく預貸率が低下しているが、一方で日本と同時期にバブル経済とその破綻を経験したスカンジナビア諸国の預貸率は上昇しており、この対照的な現状についての要因分析を行うことが本プロジェクトの目的である。
プロジェクトの実施状況	借入需要の減退を預貸率低下の要因とする考え方を理論的に否定するところまでは、研究代表者（近廣）のこれまでの研究によりほぼ論定できており、このプロジェクトでは、以下の2点に関して研究を進めた。スカンジナビア諸国の金融および財政データの収集、およびスカンジナビア諸国の経済・金融システムの特異性の研究である。比較的研究蓄積の少ない分野であるため、国内および当該国の資料等の収集と解析を進めた。
プロジェクトの成果（論文・発表資料・レポートなど）	日本証券経済学会、第82回証券経済学会全国大会（和歌山大学）において「貸出債権証券化の展望—現状の問題点とマネーストックの活用—」と題して研究報告発表し、その中で証券化と預貸率低下との関係について報告した。この内容の一部に、本プロジェクトによる成果が含まれる。

以上

平成26年度 総合政策学科学部長裁量経費報告書

平成 27 年 5 月 21 日

総合政策系担当学部長 殿

研究代表者名 関口 和徳

平成26年度学部長裁量経費を利用しプロジェクトを実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

プロジェクトの名称	自白の任意性の判断基準の再構成
実施したプロジェクトの目的	自白法則（憲法38条2項、刑訴法319条1項）によって排除される「任意にされたものでない疑のある自白」すなわち不任意自白の意義を、身体拘束中に密室で行われる被疑者取調べには黙秘権（憲法38条1項）と相容れない強制が内在しているとの視座に立って捉え直し、それにより、日本における被疑者取調べの実体に即した新たな自白の任意性の判断基準を提示しようとするものである。
プロジェクトの実施状況	①先行研究の調査 ②研究会等への参加 ③論文の執筆・公表 などを中心にプロジェクトを実施した。
プロジェクトの成果（論文・発表資料・レポートなど）	平成26年度に執筆・公表した本プロジェクトに関連する論文として、「黙秘権告知と憲法38条1項—黙秘権告知は黙秘権の内容に含まれるか」『法律時報』86巻5号（2014年）112頁、「刑事訴訟法判例研究 刑訴法316条の17と憲法38条1項—公判前整理手続における被告人に対する主張明示等の義務付けは黙秘権保障に反するか」『法律時報』86巻11号（2014年）148頁がある。 また、「取調べの録音・録画制度」『季刊刑事弁護』82号（2015年）70頁（※刊行年度は平成27年度）、「自白法則」川崎英明=葛野尋之（編）『リーディングス刑事訴訟法』（法律文化社、2015年）（※近日刊行予定）の執筆作業を進めた。

以上

平成26年度 総合政策学科学部長裁量経費報告書

平成27年5月17日

総合政策系担当学部長 殿

研究代表者名 小田 敬美

平成26年度学部長裁量経費を利用しプロジェクトを実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

プロジェクトの名称	<p>地方におけるADRの利用実態とその利用拡充のための課題 －愛媛県の地域における実証的研究－</p>
実施したプロジェクトの目的	<p>裁判外紛争解決制度の利用実態を把握し、利用拡充のための課題を明らかにすること (本プロジェクトの申請は、科研費の申請と採択を目的とするものである)</p>
プロジェクトの実施状況	<p>特定の地域を対象とした実証的研究の手法を確立するため、愛媛県西条市の地域において調査を実施しその結果を整理・分析してきた。その際、全国の状況との比較を可能とするため、国土交通省が所管する「マンション総合調査」の調査項目を取り入れ、対象可能な形での整理を行った。研究課題自体は、地域におけるADRサービスの構築や改善を目的としているが、新たな視点ないし視野を獲得するため比較法的アプローチによる方法の導入も試みた。</p> <p>なお、上記の調査は、今後、愛媛県内で事業化の可能性があると思われるADR〔裁判外紛争解決〕サービスを念頭に、研究課題のなかで特定の領域に絞って行ってきたものである。</p> <p>研究課題自体は、ADRサービス全般を対象としているが、特定領域の調査研究に時間・費用を要したため、全般を対象とする十分な調査研究には至っていない。</p>
プロジェクトの成果（論文・発表資料・レポートなど）	<p>上記の研究結果は、「集合住宅における紛争予防・合意形成のしくみ作りのための基礎調査－愛媛県西条市におけるマンション調査結果－」地域創成研究年報10号1頁～26頁（2015年）〔単著、査読無〕としてとりまとめを行い公表した。この分野は、小職が専門とする民事手続法だけでは完結せず、他の分野との学際分野に属する。</p> <p>そこで、今後は新たに関係学会（例えば、日本マンション学会）に参加・所属するなどして、必要な知見を得るとともに、研究活動の幅を広げたいと考えている。また、上述のように新たな視点・視野を得て研究を発展させるために、比較法的アプローチを意識した研究手法を導入するため、外国資料の入手や在外調査などを行うことが今後の課題となる。</p> <p>また、上記の集合住宅に係る調査研究は、裁判外紛争解決制度のあり方を考える研究課題全体からみると、重要ではあるがその一部にすぎないものであるため、今後は、他の分野の調査も並行して行うことを計画している。引き続き、仲裁ADR法学会などで得られた知見も活かしながら、研究手法を伝統的な解釈論的方法に限定しないで研究を継続し発展させていきたい。</p>

以上